

## 論文

# イギリス近世における貧民雇用論

——マシュー・ヘイルとワークハウス——

乳原 孝

**要約** イギリス近世において貧民問題は深刻な社会問題であったが、その解決策を論じる小冊子が17世紀において多数出版されている。様々な立場の論者が自身の主張や提案を展開したが、本稿ではその一人であるマシュー・ヘイルの論説を取り上げる。彼は当時の法の欠陥を指摘しつつ、ワークハウスでの貧民の雇用を提案している。彼の論点は、ワークハウスが労働可能貧民を雇用して生活に必要な賃金を支払えること、労働を拒否する者に対する処罰法を執行し易くすること、またワークハウスがイギリスの毛織物産業を刺激して発展させること、等々であるが、何よりもワークハウスが貧民に勤勉の習慣を身に付けさせることができるとの主張が主眼となっている。

**キーワード**：マシュー・ヘイル、ワークハウス、貧民の雇用、イギリス、近世

## I はじめに—流行と貧民—

近世のイギリスでは、16世紀半ばから始まった経済不況<sup>1)</sup>を克服することが大きな課題であったが、それを実現していく上で、二つの基軸となる試みがあった。一つは、多様な分野における新事業の試み、すなわち起業活動であり、他の一つは、海外から輸入されていた様々な奢侈品・流行品の国産化及びその低廉化<sup>2)</sup>の試みであった。これら二つの試みは互いに結び付いたものであり、また国産化された商品はいずれ輸出されることにもなる。この時期に行われた起業

1) 川北稔『洒落者たちのイギリス史—騎士の国から紳士の国へ—』平凡社、1986年、98頁以降。

2) 川北稔、同、130頁以降。

活動は主としてジェントリ層によって為され、当時「プロジェクト」と呼ばれるものであった。

例えば17世紀には、工業製品では羊毛編みのストッキング、編み帽子、フェルト帽、手袋、ボタン、バックル、釘、ピン、塩、石けん、ナイフ、小刀、パイプ、フライパン、ポット、オーヴン、銅器、陶器、ガラス、紙、リボン、レース、エール、ビール、酢などの国産化が新事業として進展し、また海外にも輸出されるようになった。農産物では、油菜、亜麻、麻、大青、あかね、煙草、切花、野菜、ブドウ、桑などの国産化が進んだ<sup>3)</sup>。

不況の時期に試みられたこうした様々な起業活動を通して、イギリスは少しずつその経済力を回復し、後の大英帝国の礎を築いていくのであるが、特筆すべき点は、これらの新しい「プロジェクト」において、多くの貧民が雇用されたことである。例えば、当時の流行のファッションであったストッキングは、元来は絹製の高価な輸入品であったが、羊毛製の国産化が大いに進み、17世紀末の労働者・貧民層の家族の15パーセントから25パーセントに副業の機会を与えたとされる<sup>4)</sup>。そして価格の低廉化によってこの流行は貧民層にまで広がり、需要が拡大すると同時に、海外へも輸出されることとなった<sup>5)</sup>。一方では、貧民の贅沢に対する批判が強くなっていく<sup>6)</sup>とは言え、流行品の生産に貧民が携わり、同時に貧民もその流行品を希求していく時代へと変容していくのである<sup>7)</sup>。

ところで、こうした起業活動において貧民が雇用されたことは、言わば革命的な発想の転換を伴っていたのである。何故なら、当時の貧民は「怠惰」であ

3) ジョオン・サーサク、三好洋子訳『消費社会の誕生—近世イギリスの新企業—』東京大学出版会、1984年、序章。

4) ジョオン・サーサク、同、217頁。

5) 川北稔、同、145頁以降。

6) 川北稔、同、87頁。

7) 川北稔、同書。また、赤阪俊一、乳原孝、辻幸恵『流行と社会—過去から未来へ—』白桃書房、2004年。

ると見做され、特に浮浪者については危険な存在として考えられていたからである。そうした貧民層の労働のなかに国富の源泉を見出し、彼らを安価に雇用して利潤を得るという思想は、主として17世紀になって生まれてきたのであり、様々な論者が小冊子によってこの思想に基づく提案・自説を展開したのであった。一般に、この思想的動きは「貧民の有利な雇用論」として総称され、17世紀末にはワークハウスを用いた貧民雇用論へと結実していくのであった。<sup>8)</sup>

この小論においては、筆者が以前の論考で触れられなかった、マシュー・ヘイルによる貧民雇用論を取り上げたいと思う。

## Ⅱ ヘイルの論説

サー・マシュー・ヘイル Sir Matthew Hale (1609-76) は、グロスターシャーの生まれで法学を学び、1654年からは民訴裁判所首席判事、1671年には王座裁判所首席判事になっている。また、議会でも活躍した。彼の著書『貧民のための供給に関する論説』<sup>10)</sup>は、ヘイルの死後1683年に出版されている。彼はその序文において、イングランドにおける貧民政策の現状について、以下のように批判する。

今日、イングランドという国家は、他の洗練されたキリスト教国家のどこよりも、貧民のための分別のある供給 Provision において欠陥があるように思われる。<sup>11)</sup>

8) 乳原孝『「怠惰」に対する闘い—イギリス近世の貧民・矯正院・雇用—』嵯峨野書院、2002年。

9) 乳原孝、同書、および『『貧民学』の成立—17世紀イギリスにおける貧民関連小冊子群をめぐって—』『京都学園大学経営学部論集』第12巻第1号、2002年7月、「17世紀英国の貧民雇用論—リチャード・ヘインズの論説をめぐって—』『京都学園大学経済学部論集』第12巻第1号、2002年7月、等。

10) Sir Matthew Hale, *A Discourse touching Provision for the Poor*, London, 1683. 以後、『論説』と略記。

11) *Ibid.*, preface, A2v. 尚、Provision は食料や生活必需品の支給、その用意、また準備された政

そして他国のなかには物乞い者を見掛けるのが稀な国もあり、高齢や障害によって自活できない者たちは救済を受け、働ける者には条件に合った雇用が用意されているのである。そのため、国家の人口が増えれば増えるほど、国家は益々豊かになり国富は増大するのである。

だが、イングランドにおけるわれわれに関しては、しかるべき規則が欠如しているため、人口が増えれば増えるほど、益々われわれは貧しくなるのである。<sup>12)</sup>

そして、雇用の欠如のために王国内に日々増大している貧民家庭では、自分たちの子どもに物乞いをさせたり盗みをさせたりして育て、その子どもたちがやがては自分の子どもにも同じことをさせるので、有害な人間や少なくとも無益な人間が増大していくことになるのである。

物乞いを禁止する厳しい法律が存在するが、ほとんど効果は無い。また、泥棒に対しては他の大抵の国よりも、より厳しい法律が存在する。だが貧困に迫られて、そして雇用の提供の欠如のため、貧民による悪事は増加し、刑務所が空っぽになることは決して無いのである。従って、

貧困や怠惰を予防することが、そして貧民の子どもに対するだらしのない無秩序な教育をも予防することが、この王国のすべての絞首台や焼きごて、鞭打ちの柱や刑務所よりも、王国により多くの善をもたらすであろう。<sup>13)</sup>

---

策、さらに法律の規定等の意味を含む幅広い言葉である。

12) *Ibid.*, preface, A2v.

13) *Ibid.*, preface, A3v.

ヘイルはこのようにイングランドの貧民政策をおおまかに論じた後、貧民救済とその雇用のために、現在定められている法や行われている政策を明らかにし、その欠陥を考察して、改善策を打ち出し、その諸結果を検討することが本書の目的であることを述べて、小冊子の序文を閉じている。

この後の本論において明らかとなるが、ヘイルは法律家であったことから、他の論者と比べて法律に執着し、法の欠陥等についての分析に基づいて自己の提案を展開している点に特徴がある。

#### (1) 貧民救済と貧民雇用のための現行の法について

『論説』の第1章において、ヘイルはまず、貧民に関する現行の法を二種類に分けている。一つは、自身の労働によって自己を扶養できない高齢者や労働不可能者に関するもの。他の一つは、労働可能者の雇用と彼らを労働に就かせるためのものである。

前者、つまり労働不可能者については、1598年法<sup>14)</sup>がホスピタルや矯正院、救貧院などの施設の設立、また慈善目的の個人による自主的な財産贈与を促している。しかしこうした規定は、救済のためにはほとんど役立たないのである。というのは、

1. ロンドンのセント・トーマス・ホスピタルやクライスト・チャーチ・ホスピタルなどのような、収容者の人数においても年齢においても、より広範囲な救済を提供する大きなホスピタルは例外として、大抵のホスピタルは特定の町に限定された少数の老人しか対象にしないからである。
2. これに加えて、それらの規定は自主的なものでしかなく、強制力が無

---

14) 39Eliz. Cap. 5.

いからである。慈善の心を持った人もいるだろうが、大抵の人は慈善については尻込みするのである。利己主義、貪欲、神の真理や摂理に対する不信が、惜しみなき慈善の供与、あるいはホスピタルの建設やそのための寄付から大部分の人を遠ざけるのである。<sup>15)</sup>

それ故、貧民救済のためには法による強制が必要となるが、その最初のものが<sup>16)</sup>1601年法であるとヘイルは述べる。すなわちその法は、教区委員と貧民監督官などに次のような権限を与えるものである。

1. 親が扶養できない子どもたちを、仕事に就かせるための指示。
2. 自身をまともな職業で扶養する手立ての無い者を、仕事に就かせるための指示。だが、十分な強制力は無い。
3. 貧民を仕事に就かせるために必要な亜麻、麻などの備蓄用に、毎週課税する権限。しかし雇用される貧民の賃金については、明確な言葉で規定されていない。
4. 労働が不可能な貧民のために、十分な資金を調達する権限。
5. 貧民の子どもを徒弟に出すために、十分な資金を調達する権限。だが、徒弟として受け入れることを強制する規定が<sup>17)</sup>無い。

上記の4については、課税による労働不可能貧民の救済に関するものであり、他の4項目は、はるかに多数を成す労働可能貧民の雇用に関するものである。労働不可能貧民の救済はより緊急性を持つ慈善であるように見えるが、労働可

---

15) Matthew Hale, *op. cit.*, p. 2.

16) 43Eliz. Cap. 2.

17) Matthew Hale, *op. cit.*, p. 3.

能貧民の雇用はより広範囲な慈善であり、王国の富と平和、また貧民の利益にとっても、重要な結果をもたらすものなのである。

ヘイルはこのような主張を行った上で、貧民の雇用に関する法律を二種類に分類する。一つは前述の1601年法で、貧民に仕事を提供する強制的な手段を含むものであり、他の一つは人々に仕事をさせるある程度の強制力を持つ法である。そして後者はさらに二種類に分けられる。

1. 貧民の子どもを徒弟に出すことを規定した前記の1601年法<sup>18)</sup>と、1610年法<sup>19)</sup>である。1610年法は徒弟に出すための資金調達のための規定を行い、その雇用の方法を指示している。しかし前述のように、徒弟として子どもたちを受け入れる側についての十分な強制力が無い。

2. 浮浪者や怠惰な者、無秩序な者に関しては、1610年法が彼らを矯正院へ送る権限を治安判事に与え、また矯正院が治安判事によって設立されることを求めている。そして矯正院のマスターには、彼らに仕事をさせておく権限を与えている<sup>20)</sup>。

だが、ヘイルはこの2の規定でさえも欠陥があると言う。① それは怠惰や無秩序な者だけのものであり、すべての人を対象にした一般的なものではない。② 怠惰や無秩序な者についての定義が非常に曖昧であり、治安判事に過度な、あるいは過小な権限を与えてしまう。③ 矯正院のための十分な資金や原料の備蓄が無いため、雇用の無いままにそこへ送られたり、収容者が低賃金ゆえに雇用を有り難く思わなかったり、あるいはむしろ彼らに雇用を憎ませたりして

---

18) 43Eliz. Cap. 4.

19) 7Jac. Cap. 1.

20) Matthew Hale, *op. cit.*, p. 4.

しまうのである。それは仕事を拒否する無秩序な者に対する懲罰としては十分かも知れないが、仕事が無いため怠惰にしているだけの者には相応しくないのである。④ 怠惰な者とはどのような人間を指すかを決定することは難しい。それに対するもっともな解答は、彼らは自分ができる仕事の欠如のために、あるいは相応しい賃金の欠如のために、怠惰にしているというものだ。それらの欠如は、人に強制して仕事に就かせる権限、あるいは相応の賃金で仕事をさせる権限が存在しないためである。⑤ この規定はすべての貧民に適用されるものではない。仕事があれば仕事をするような、あるいはそれによって暮らしていける相応の賃金であれば働くような、多くの者たちがこの法の対象外になっている。

従って、あらゆる状況をカバーできる包括的な規定が必要である。実際、これまでに作られたすべての法にそうした規定が無かったので、法の目的に対して実効性が乏しく、効果的なものではなかったのである。そのため、貧民の大部分は適切な支援や救済を持たないままとな<sup>21)</sup>った。

このように述べて、ヘイルは第1章を閉じている。論理の展開に重複箇所も見られるが、主張の主眼点は、労働可能貧民を如何にして労働させるかを明確に規定した法が存在しないことである。

従来、自活できる財産が無く、労働可能であるのに誰の下でも働いていない者はマスターレス・マン（主人無き者）とされ、それは浮浪者や怠惰な者とほとんど同義であった。彼らは誰でも怠惰であって、それ故働かず、貧窮して浮浪者になってしまうのであると考えられていた。そうした浮浪者の存在は、都市の治安を悪化させ、また伝染病をもたらすとのことで、その増加を抑えるべ

---

21) *Ibid.*, pp. 4-5.

く様々な方策が採られたのであった。エリザベス救貧法と呼ばれる一連の法律群も、彼らに対する過酷な処罰を規定している。また、ロンドンのブライドウェルをはじめとする矯正院は、彼らを収容・監禁して強制労働を課し、その怠惰を矯正することを目的としていた。<sup>22)</sup>

このように、労働可能であるのに働いていない貧民を如何にして就労させるかの問題は、近世のイギリスにおいて大きな問題であったが、働きたくても仕事が無い貧民のことは、ほとんど考慮されていなかったと言える。特に、厳しい不況下で貧民や浮浪者が増加し始める、16世紀半ば以降のエリザベス期においては、貧民イコール怠惰といった態度が蔓延していたように思われる。その点では、前述のヘイルの②や④、⑤における言説には、そうした態度との乖離が見られ、働きたくても仕事が無いために「怠惰」にしている貧民、すなわち「失業者」の存在をはっきりと認識し、彼らに対する対策を主眼に考えている。

ヘイルの『論説』の思想的背景には、貧民を安価に雇用して利潤を上げるという、17世紀後半の「貧民の有利な雇用論」<sup>23)</sup>がある。16世紀には無かったこうした新しい貧民観は、ヘイルに見られるような「怠惰」に対する捉え方の変化が基礎にあったと考えられる。ヘイルにとっては、16世紀的な貧民観の残るこれらの法律が現実に即していないとの認識があったのだろう。

## (2) 貧民救済のために定められた法の権限とその欠陥について

貧民のための諸法を考察すると、全般的な規定を行っているのは1601年法のみであり、それには二種類の救済が規定されているとする。ヘイルの論説を辿ってみよう。

---

22) 乳原孝、前掲書。

23) 乳原孝、同書。

第一は、労働が不可能な貧民に対するものである。もしこれが正当に執行されていれば、彼らにとって有効な救済になることは真実である。だが、「膏藥は傷口ほど大きくない」<sup>24)</sup>のであり、前述のように、仕事があれば働けるような、そして自身や家族を扶養するのに相応しい賃金であれば働くような、多くの貧民がいるのである。彼らは、労働が不可能な貧民の十倍の数である。こうしたことはこの法の規定には含まれていない。もし彼らが助成金を求めに来ても、拒否されるか、あるいは少なくともそれは非常に小額であり、自身や家族を扶養できるものではない。彼らが居住している教区が、生活に必要な額、あるいは完全雇用が支給するような額を、支払うことができないからである。例えば、労働可能な貧民の夫婦に四人の子どもがいて、そのうちの二人の子どもが労働可能とする。彼らは飲食、衣服、家賃について、週10シリング以下では生活できないのであり、雇用されていればそれだけ稼ぐであろう。それは年間26ポンドになり、教区にそうした家族が40家族いたとすれば、救貧税から捻出される助成金の総額は年間800ポンド以上となる。この金額は多くの教区において、その地代や家賃の年間価値を超えるものであるが、これらの貧民が雇用されていればその分を稼ぐに違いない。だが、そうした助成金の支給が無いので、彼らは物乞いをしたり、盗みをして生活するか、あるいは飢えてしまうのである。

第二の規定は、労働可能な貧民のためのものであり、教区民に救貧税を課し、彼らを仕事に就かせるための資金 Stock を調達する権限を与えているのである。この規定の欠陥は以下のようなものである。

1. 法の執行における欠陥。イングランドの人口の多い大抵の教区には、労働が不可能な貧民救済のための救貧税が存在する。これと同じ救済が、大家族を擁する労働可能貧民にも限られたやり方で与えられるだろうが、それは僅か

---

24) Matthew Hale, *op. cit.*, p. 6.

であるため、生計を立てる仕事を得られないならば、物乞いをすることになる。しかも貧民救済のために、資金を用意している教区はめったにない。その理由は主に、① 大部分の人々は、現在の課税金が増えることを望まないからである。彼らは未来のためよりも、目先のために生きることを選ぶ。資金を調達するために、最初の年に3倍の額の課税金を払えば、その後7年間にわたって毎年の支払いが2分の1あるいは3分の2以下になるのである。しかし彼らは、毎年毎年、自分の課税金を支払い続け、そのうちには疲弊し、貧民の生活も良くならないのである。② 貧民が多くいる地域は、職人や小商人から大抵構成されているからである。彼らの財産は主として資金であり、貧民のための資金調達に貢献すべく、自分の財産を調べられることには耐えられないのである。救貧税は土地や家屋の賃貸料に課されていて、それだけでは貧民のための資金は調達できないのである。③ この権限が与えられている教区委員と貧民監督官は同じ教区の住民であり、貧民のために必要な分以上に、自分自身や隣人たちに課税することには気が進まないからである。治安判事が彼らにそれを強いることができれば良いのだが、治安判事にはそうした権限が与えられていない。つまり法自体に何らかの強制力がなければ、教区委員と貧民監督官は自分に負担を掛けたり、隣人を不快にさせることは決してしないし、彼らにそれを効果的に行わせる権限を持つ機関が存在していないのである。④ 人々は無視によってそのうち大きくなる不利益を考えないからであり、また僅かの忍耐でもって実行すれば、近いうちに自分に生ずる利益を考えないからである。

2. 法自体に内在する欠陥。① 教区委員と貧民監督官が資金の調達を怠った場合、それを強制する治安判事の権限の欠如、あるいは何らかの監督機関の権限が欠如していること。② この法が各教区別々に義務を課していること。それぞれの教区が単独ではほとんど資金調達はできないし、また隣接する三つ、四つ、五つあるいはそれ以上の教区が、それぞれの貧民の人数に応じて、調達

に寄与すれば非常に効果的であるのだが、そうしたことが考慮されていない。

③ ワークハウスのための家屋を借りたり、建設したりする権限が欠如していること。ワークハウスは有益で必要なものである<sup>25)</sup>。

『論説』第2章の最後において、ヘイルはワークハウスを登場させている。ワークハウスは前述の「貧民の有利な雇用論」の展開のなかで、主として17世紀の最後の四半期において、盛んに論じられた施設である。様々な論者が、ワークハウスを用いての貧民雇用論を、自身の小冊子において提唱した。ヘイルも同様であり、彼の主眼は第3章で展開される改善策であって、そこではワークハウスが鍵となるであろう。

### (3) 改善策

ヘイルは貧民政策改善のための方策として、10項目を提起している。以下に、引用してみよう。

1. 治安判事は四季裁判所において、州のなかの教区をいくつかのグループに分け、グループ共有のワークハウスを一つ設立する。教区の大小と便宜に従って、一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つの教区に一つのワークハウスが割り当てられるわけである。
2. 各教区の教区委員と貧民監督官は、各教区の貧民救済のための救貧税を四季裁判所に宣誓の上提出する。そしてグループ内の貧民を労働させるために、また貧民を雇用するための適切なワークハウスを建設あるいは獲得するための資金調達のために、必要ならばワークハウスの設備や

---

25) *Ibid.*, pp. 6-9.

子どもたちへの職業訓練のために、治安判事が査定した年間課税額の3年、4年、あるいは5年分を、前もって設定した期間内に全額あるいは半額ずつ徴収する。

3. 治安判事は各ワークハウスのマスター1名を毎年選出する。マスターは3年間継続して雇用され、前記の資金や利潤から適切な給与が支給される。そして二人の監督官がその資金の収支を調べ、年に4回か毎月、適切だと判断される毎にマスターから収支報告を受ける。
4. 資金は監督官に渡され、彼らによって適宜マスターに支給される。彼らは時々、資金からの利潤とその計算書を受け取る。
5. 毎年の年末の予め定められた時に、マスターと監督官は二人の治安判事に収支報告書を提出する。そして収支報告書はグループの住民にも知らされ、異議申し立てに備える。
6. すべてのワークハウスは法人化され、ワークハウスのマスターと監督官はそれぞれのグループのマスターと監督官の名の下に、遺言や他の方法によって、グループ内の貧民のための土地、資材、貨幣、そして他の遺産や贈与物を継承することができる。
7. 彼らはそうした贈与物や遺産について、利益、利潤、雇用について、それぞれの後継者に報告責任があり、また治安判事にも四季裁判所において報告する責任がある。
8. 彼らは1年の期間を超えて、また高くなった賃貸料に基づいて、後継者にいかなる土地も譲渡したり遺贈したりすることはできない。
9. 労働可能でありながら自身を扶養できない者が労働を拒む場合は、二人の治安判事の令状によって監禁され、ワークハウス内で適度の矯正を受ける。
10. マスターによって雇用されている者が横領したり、意図的に仕事場や

道具類に損害を与えた場合は、当事者による治安判事への訴えと証拠に基づき、その治安判事の令状によって監禁され、適度の矯正を受ける<sup>26)</sup>。

以上のような提案であるが、ヘイルによるとこれらはまだ草稿の段階であって、変更や追加のあり得るものだという。具体的な規模や内部構造については言及されていないが、教区連合型のワークハウスを設立して、そこにおいて労働可能な貧民を雇用し、貧民の子どもたちに職業訓練をするというものである。そしてこれらの方法によって、以下のような多くの利点が生じて来ると述べる。

1. ワークハウスを法人化することによって、それは最良のホスピタルとなり、慈善を行う意志のある人々が慈善を注ぐ中心的存在となるだろう。また運営面での多くの困難を防ぎ、後援者を招き寄せるであろう。
2. ホスピタルは少数の労働不可能貧民に救済を与えるのに対し、これは貧困を妨げ、少ない時間で何百人もの貧民を生計の稼げる人間に育てるであろう。
3. イングランドの人口の多さは、本来、王国にとっての神の偉大な恩恵であるのに、あらゆる家族や世代を単なる怠惰、泥棒、物乞い、野蛮へと育てることによって、王国の負担となっている。彼らはやがてとてつもなく増加し、王国中にはびこり、王国を喰い尽くすであろう。だが、この方策が7年以内にこうした無秩序の状態を変え、人々と子どもたちに規則正しく、秩序だった、勤勉な生活をもたらすのである。それは現在の怠惰や物乞いや盗みがそうであるように、彼らにとっては自然なものになるだろう。何故なら、労働によってより良い生活が得られるならば、物乞いや盗みの必要は無いからである。そして雇用を望む者が確実に雇用されるならば、浮浪者や物乞い者に対するすべて

---

26) *Ibid.*, pp. 9-10.

の法が、効果的に執行されるようになるだろう。

4. この手段によって国富は増大し、製造業 Manufactures は発展し、誰もが自身のパンを食べられるようになるだろう。イングランドは人口の多さを富に変えることができるはずである。それは、オランダやフランドル、バルバドスがそうしているからであり、もし彼らのような産業と秩序立った経営を持つならば、イングランドにもできないはずがない。彼らの気質がイングランド人よりも勤勉だと言われれば、現在の状況では、それは真実である。だが、もしイングランドに同じような勤勉の教育があるならば、彼らと同じほど勤勉な気質を持つはずである。物乞いをして育った者は、強制されない限り、決して勤勉へと向かわない。他方、礼儀正しさと勤勉のなかで育った者を物乞いへと向かわせるには、驚くほどの必要性が無いとできない。

そしてワークハウスが設立された所では、たとえその資金が4年間ですべて無くなったとしても、豊かな報いがあるだろう。何故なら、貧民を礼儀正しく勤勉な生活に慣れさせることによって、彼らはすぐに王国と居住地の重荷でなくなるばかりか、有益な存在となるからだ。これ以上の利得は無い。<sup>27)</sup>

イギリスの植民地であったバルバドスに関して、上記のような認識が持たれていたことは興味深い<sup>28)</sup>が、その人口は18世紀初頭においても、黒人奴隷を含めて5万人程度である。

ヘイルが主張するここまでの利点においては、勤勉という精神面に関わる議論が多いのだが、次の5番目はより具体的な経済面に関する指摘が為されていて、主張の力点が置かれている。以下に、引用してみよう。

---

27) *Ibid.*, pp. 11-12.

28) 川北稔『工業化の歴史的前提—帝国とジェントルマン—』岩波書店、1983年、161頁。

5. この手段によって、国内消費と輸出の両面から、王国のいくつかの製造業はすぐに改善されるだろう。輸出は我が国のすべての輸入の土台であるが、その輸出が輸入を上回るようになるだろう。輸出と輸入の貿易差額は自国にお金を留めることを意味するだけでなく、お金を増加させることを意味し、王国の真の富を増大させることを意味するのである。というのは、輸出が輸入を上回れば、その超過分が必然的に貨幣や金塊となって、われわれの手に残るからである。反対に、輸入が輸出を超過すれば、貨幣がここから流出し、王国を大いに貧しくしてしまう。こうしたことは、個人における経験から分かることである。今や、この方策によって、イングランドの製造業が発展することは明白である。というのは、王国の毛織物製造業、つまり羊毛の布製品と糸製品の両方が増大するだろう。カーギー織り、サージ、ペーズのような他の毛織物製造業は、デヴォンシャー、ノーフォーク、コルチェスターのような王国のいくつかの場所に今は限られているが、この方策によって王国中に拡散するであろう。リンカンシャー、ノーサンプトンシャーや他の州のように、毛織物製造業がほとんど無い場所もすぐに盛んになるだろう。同様に、ストッキング編み、帽子編み、ワフトコート編みは全国的なものになるであろう。そしてリネン布、あらゆる種類のレース、網、帆、等々の我が国におけるリネン製造業も全国的なものになり、王国の不足分を供給し、オランダとフランスからのリネン布の輸入、フランドルからのレースの輸入の必要性を無くすであろう。この職業はある程度、ランカシャー、レスターシャーや他のいくつかの場所で行われているので、王国の他の場所にそれが伝えられるだろう。そしてこの方策によって、麻と亜麻の仕上げ加工、紡績、織布、漂白、等々の仕事に雇用される貧民の人数は膨大なものになるだろう。そしてもし誰かが、われわれには原料が無いとか、貧民にそうした仕事を教える人間がいない

とか言うならば、それに対する解答は用意されている。つまり、一旦、製造業がこの方策によって始められると、すぐにあらゆる人たちが耕作地のいくつかの区画で、麻と亜麻の種を蒔くだろう。そして恐らく、他の耕作には適さない土地がこれに用いられる。利用する方法が無いので現在では種を蒔かずに放置されている、各教区における二つの地所に麻と亜麻が栽培され、それが多数の人を雇用するであろう。仕事を教える人間については、一度この計画が驚きとともに外国に伝わると、諸外国から職人を引き寄せるだろう。こうした手段によってわれわれが、羊毛布の製造技術を外国から得たこと、あるいは少なくとも回復したことは、否定できない証拠によって明らかである。そしてこのことが、我が国の毛織物製造業から我が国の労働者を奪い、減少させるのではないかと言う人がいても、そうした恐れは全く無いのである。というのは、われわれはその二つの地所に雇用されるのに十分な貧民を有しているからである。そして王国の人口が、戦争や疫病、また海外植民地化による消失にもかかわらず、さらに増加することは確実である。その結果、貧民もそれに比例して増加するであろう。それ故、次のように推測してもおかしくはない。神の恩恵によって、7年間で、貧民の家族の労働による純利益が現在の2倍以上になるであろう。それは幾何級数的に絶えず増加し、それによって現在の2倍の貧民に対する雇用を生み出すだろう。<sup>29)</sup>

ヘイルの主張は、ワークハウスを設立してこれらの職業に貧民を雇用するというものである。毛織物産業に限定されているが、最初に述べたように、その多くは当時の流行品であり、その生産に貧民を雇用する計画である。そして、

---

29) Matthew Hale, *op. cit.*, pp. 12-14.

ヘイルの主張する利点は、ワークハウスにおけるこうした産業がイギリスの毛織物産業全体を刺激して、それが国中に拡大するようになるというものである。そうなれば、麻と亜麻の原料生産も活発になり、多くの貧民がそこに雇用されると主張する。また、ワークハウスにおける職業教育には、外国からの職人の流入が期待されていて興味深い。

ヘイルの主張する利点を続けてみよう。

6. ワークハウスという手段によって、あらゆる製造業の技術を持った一人か二人の人物が、ワークハウスに通ったり、集まったり、そこに居住する子どもたちや若者20人に対し、職業教育を行う機会が生まれる。また、子どもたちに読み方を教える機会も生じる。

7. この方策によって、労働可能な貧民とその家族の救済に必要な毎年の賦課金 Contribution, そして今に貧民を扶養できなくなるような賦課金, は支払うべき人々にとって、あらゆる点でより容易な供給へと変わるであろう。最初は資金を集めるために、気前の良い援助が必要となるが、貧民にとってはあらゆる点でより有益で有利なものとなる。何故なら第一に、彼らはこれによって礼儀正しさと勤勉の道への教育を受け、それに慣れるだろうから。第二に、彼らは職を手に入れ、それは常に彼らの生活を支えるものとして、身に付いていくだろうから。第三に、彼らが稼ぐ賃金は、賦課金から支給される彼らの割り当て金よりも多くて、より良い支えとなるだろうから。というのは、働ける人なら週に2, 3, 4, 5, そして6 シリングは稼ぐことができ、それは賦課金からの割り当て金の5倍になるからである。そして貧民の多くいる教区<sup>30)</sup>の歳入を使い果たすこともないのである。

---

30) *Ibid.*, pp. 14-15.

ヘイルが主張する以上のような利点によって、彼が想定しているワークハウス像が幾分具体的に見えてくる。まず、そこに収容されるのは、労働不可能な貧民ではなく、労働可能貧民であること。そしてワークハウスにおいて、5に引用されたような毛織物製造業にそうした貧民を雇用するのである。また、ワークハウス内に居住していたり、あるいはそこに通う貧民の子どもや若者に、職業教育を行い、読み方の基礎教育を施すことが目論まれている。ヘイルによると、施設に雇用される貧民の賃金は、救貧税から支給される支援金よりもはるかに多くなるとのことである。ヘイルはその予想の根拠として、次のような計算を行っている。

現在のグロスターシャーの羊毛によって、並製の目のメドレー織りの布を作る際の、通常の過程、時間、そして手数料は以下の通りである。

1. 約32ヤードの丈の布を作るのに、重さ90ポンドの羊毛が必要である。羊毛の現在のポンド単価が12ペンスであるから、4ポンド10シリングになる。その内訳は、54ポンドの横糸、34ポンドの縦糸、2ポンドの混紡糸、合計の重さ90ポンドで、価格が4ポンド10シリング。

2. この布を作る手数料

- ① 開毛、除塵：3シリング
- ② 染色：16シリング
- ③ 横糸の刷毛、紡糸：1ポンド7シリング9ペンス
- ④ 縦糸の刷毛、紡糸：18シリング6ペンス
- ⑤ 刷毛具と油：1ポンド
- ⑥ 織布、巻付け、整経：1ポンド1シリング3ペンス
- ⑦ 縮絨、節取り：12シリング
- ⑧ 剪毛、仕上げ：18シリング

⑨ 整理：1 シリング 6 ペンス

⑩ 運搬，仲買口銭：7 シリング<sup>31)</sup>

手数料の合計は，11ポンド15シリング。

そこから差し引かれるべき羊毛と刷毛具，油の原料代の合計は，5ポンド10シリング。

労働の代価として残るのは，6ポンド5シリング。

現在，この布は12ポンド以上では売られていないので，利益が5シリングしかないことは事実である。だが，売買をもっと速く行えば，13ポンド以上で売れるであろう。

3. この布を作るのに雇用される人数は，14人である。つまり，織布工と糸捲工に3人，刷毛工に2人，紡毛工に6人，縮絨工と節取工に1人，剪毛工に1人，開毛工と除塵工に1人である。織布工は，巻付けと整経も行う。

4. これらの職人は，約2ヶ月で最初の布を完成させるであろう。だが，継続してこの過程を続けていくと，布は約3週間で完成するだろう。というのは，織工が最初の布を織っている間に，すべての他の職人が作業をしていて，次の布はより速く織れるからである。

5. 結果として，1台の織機がこのように1年を通して人を雇用し，最初の布に2ヶ月，次からは3週間掛かるとすれば，1年目に14枚の布を完成させ，翌年からは毎年16枚を完成させることになる。

6. その結果，これら14人の貧民労働者のためにこれが生み出す賃金は，1年目が87ポンド10シリング，翌年以降が97ポンドになる。

7. 約100ポンドの資金が，永久にこの織機を動かし続け，14人の労働者を扶養することになる。従って，400ポンドの資金なら4台の織機を動かし，56人

31) 角山栄『イギリス毛織物工業史論—初期資本主義の構造—』ミネルヴァ書房，1960年，231頁以降も参照。

の人々に仕事をさせることになる。そして市場に起こりがちな販売の遅延にも耐えることができる。

8. しかし、もし布が作られるとすぐに売れると仮定するなら、絶え間無い生産と販売によって、24ポンドの資金で永久に原料を供給し、1台の織機の労働者に賃金を支払うことができだろう。だが、販売は作業の完成と同じほど早くはないので、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、あるいはそれ以上の販売の遅れに耐えられるように、また、仕事の時期に適った羊毛の購入のために、資金は100ポンドちかくになるに違いない。そして100ポンドの資金は、その16枚の売り上げによって、ワークハウスのマスターにとっては1枚につき5シリング、年間4ポンドという僅かな利益しか生み出さないが、貧民労働者にとっては、年間100ポンドちかくという相当な利益をもたらすのである。従って、400ポンドの資金なら、年間400ポンドちかくになる。そして、この400ポンドの資金によって仕事を続けられるこれら56人の貧民は、もし教区が彼らの救済のために、年間400ポンドの年給付金 *yearly pension* を支給したとしても、より良い生活はできないであろう。この方策によって彼らが、雇用と真面目な勤勉さを持ち続けることを考えても、なおさらそうである。そしてまた、賃金かあるいは賦課金からの支給がなければ、これら56人の貧民は、盗みや物乞いをして生きねばならず、あるいは餓死しなければならないのである。<sup>32)</sup>

ヘイルはこのように算定を進めるが、彼の計画において最初に集められる資金が、如何にワークハウスでの貧民の雇用を生み出すか、またそれが如何なる良き結果を国家にもたらすかが強調されている。良き結果の一つは、毎年教区において課される救貧税に関するものである。

---

32) Matthew Hale, *op. cit.*, pp. 15-18.

そしてまた考えて欲しいのだが、このように集められ運用される資金は、さらなる供給による支援なしに、永続的な循環と推移によって、それ自体が維持されるのである。そしてこの資金は、これら56人の貧民救済のための、年間400ポンドちかくの賦課金を永久に埋め合わせるのである。

このことによって、次のことが明らかになると言う。ヘイルの議論を続けてみよう。

集められた資金は一旦活用されだすと、その利益が巨額の賦課金を埋め合わせる。実際、大抵の場所で調達され毎年続けられる賦課金よりもより大きな金額を埋め合わせ、やがてついにそうした毎年一定の賦課金を引き下げ、必要な額に下げ<sup>33)</sup>るのであろう。

つまり、資金によってワークハウスを設立し、貧民を雇用して生産を続けていくと、その利益によって救貧税を引き下げていくことができるとの主張である。ヘイルは、さらに議論を続ける。

9. この方策によって、労働者の賃金に設定される程良い尺度ができるであろう。貪欲な親方は、不況時に十分な資金と能力があれば、多くの貧民を仕事に就かせるが、貧民たちは生活できるほどの賃金を得ていない。そしてしばしば穀物や毛織物、チーズや他の物を安い相場で支払うのである。こうしたことは人々に知られていない。そして実際、貧民たちがこうした条件で働くならば仕事をさせるし、そうでないなら解雇する、あるいは元々雇用しないのである。

---

33) *Ibid.*, p. 18.

貧民労働者は仕事無しでは生活できないから、また他に行く所も無いので、取るに足らない相場で働かねばならない。そしてこうした親方たちはこのやり方で、商売が好調な時よりも低調な時により大きな利益を得ているのである。しかしこの方策によって、貧民が程良い賃金で雇用される避難所 *refuge* ができるであろう。その理由は明らかのように、これはマスターの利益よりも、貧民の雇用のための方策であるからだ。資金がうまく運用されていて、相当な損失が無い限り、それは目的を達成し、それ故十分な賃金を与えるからである。しかし他方、職人の親方は自分の利潤を求め、彼の資金が利益をもたらさないと分かれば、彼は仕事を中断するか、あるいは自分の利益がより大きくなるように、労働者の賃金を僅かなものに引き下げる。そして、時として利益も無いのに自身の資金を用いることに満足するような、真面目で慈悲深い親方がいるかも知れないが、そうした人は稀有である<sup>34)</sup>。

ヘイルの方策によってもたらされる利点は、以上のように説明されている。つまり、ワークハウスは貧民を雇用するばかりではなく、その利潤によって原料等を購入し、さらに経営を進めていくことができる。それは労働可能貧民に対して本来救貧税から支給される支援金を不要にし、ひいては救貧税全体を引き下げていくことができる。また、ワークハウスは不況時においても、十分な賃金で貧民を雇用できるような、貧民にとっての避難所となり得るというものである。

マシュー・ヘイル以外にも多くの論者が、貧民政策の切り札として、救貧税抑制のための手段として、ワークハウス設立の提唱を行った。そして実際に、17世紀末のブリストル・ワークハウスをはじめとして、18世紀以降において多

---

34) *Ibid.*, pp. 18-19.

数のワークハウスが設立されていくが、その経営面においては、どのワークハウスも成功したとは言い難い。つまり、ワークハウスは収容者の労働によって利潤を上げられるような施設にはならなかったのである。だが19世紀後半から20世紀前半においても、多くのワークハウスは存続していった。その理由等については後述したい。

次にヘイルは、当時の小冊子によく見られるように、予期される反対意見とそれに対する解答の形式で、議論を続けている。

1. 資金を調達するために、4年分の税金を一度に支払うのは大変なことであり、毎年の賦課金の方がより容易ではないかとの意見に対して。

貧民へ抛出される費用は、賃貸料と同じであり、毎年支払い続けるよりも、一括して購入する方が有利である。それに加えて、貧民のための仕事の提供が無かった場合、勤勉の教育が無かった場合に、それによって生ずる損失を考えるべきである。盗みや泥棒などの悪事を犯した者を教区の手数料で刑務所に送り、巡回裁判所や四季裁判所に起訴する。森は伐採され破壊され、垣根が引き開けられて、そのなかの穀物や植物へ侵入される。そしてドアの所で施し物を与える。こうしたことは、貧民に雇用と賃金を提供することによって、すべてではなくとも、防げるのである。

2. 怠惰な人々は、雇用されたとしても、仕事をするよりも物乞いをするであろう。物乞いや怠惰は続くだろうとの意見に対しては、次のように解答している。

① 怠惰な者に仕事を強いる強制的な法が存在する。② この方策によって、仕事をする利得が物乞いの利得を上回るだろうから、物乞いをやめさせるであろう。③ 子どもたちに勤勉の教育を行うことによって、彼らは徐々に物乞いには慣れ親しまない状態となり、やがて全行わなくなるだろう。④ 人々が

はっきりした証拠によって、貧民は程良い条件なら仕事をするを一度確信すると、誰も彼らに物をあげたりしないであろう。労働可能な浮浪者や被救済者に対する法が、進んで執行されるだろう。

3. 一つの教区にいる親方たちは、恐らく好景気の時には貧民を働かせるために、4, 5千ポンドが必要であろうが、いったい400ポンドの資金で、どれ程の利益がもたらされるだろうか。雇用されるべき貧民は、2, 3百人はいるはずだ、との意見に対しては、次のように解答する。

① 仕事が豊富な時でもそうなのだが、仕事が少ない時には、その資金は貧民にとって大きな助けとなるであろう。不況で職人や商人たちが仕事をやめている間、1年のうち、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月間、仕事を提供すると、産業を動かし続け、相当な供給を生み出すことができる。② この資金が必要で無いような好景気の時は、収容者各人の資金として用いられることによって、その増加と改善が可能となるだろう。それは資金を拡大し、少なくとも不況時の損失に耐えられるものにできるだろう。③ この資金が一旦動き出すと、それ自体によって増加するばかりでなく、絶え間無い慈善金の贈与を受けるだろう。慈善金は施しや僅かな年給付金として用いられるよりも、5倍の価値を生み出すだろう。施しや年給付金は、消費されるだけで何も生み出さず、現在の貧民の必需品に費やされ、僅かな利点しか残さない。しかしこの方策は少なくとも、勤勉の教育と職業を彼らに残すのである。

4. 自分の仕事の遂行において、自身の利得にしか関心の無い人たちは、他人のために雇用される者たちよりも、結果としてより注意深いわけだが、それでも商売で損をしたり、しばしば資金を減らしてしまうものだ。だから、ワークハウスの経営において、それ程の勤勉さも巧さも期待できないとなれば、同じことが起こるのではないか、との意見に対しては、いくつかの想定を行って、一般論として以下のように解答する。

A. 利益が出る場合。それは資金を改善し、以前の損失を埋め合わせ、将来の損失に耐えられるような収益として取っておく。いつも好景気とは限らないが、利益は出るものだから、不況期の状態を改善できる。

B. 利益は出ないが、損失も無く、均衡状態の時。そうであっても、この計画は目的を達成している。つまり、貧民の雇用という目的である。マスターや職人にはなんら利益は生み出さないが、貧民には賃金と仕事によって生計を生み出している。

C. 損失が出る場合。① 損失が出て、それは徐々に生じるものだ。損失が年に、20ポンド、30ポンド、40ポンドと仮定しても、400ポンドの資金が5、6年で完全に無くなるわけではない。そして前述のように、教区の損失は、資金が消費されていく間に、現行の制度で受ける損失よりも大きくはならないのである。② 資金のそうした減少は、慈善金の贈与と遺贈で修復されるだろう。③ 慈善金が無い場合でも、そうした徐々の損失は、賦課金が供給してきたように教区によって供給されるであろう。そして恐らく好景気が少なくとも2、3年に一度は起こり、損失を修復するだろうし、少なくとも少しの支援があるだけで満額となる状態に資金を保つであろう。④ しかし、最悪のケースを仮定してみよう。3、4年の期間で資金のすべてが枯渇した場合のことである。自信を持って言えることは、3、4年間の貧民に対する勤勉の教育によって国家が得る利益は、資金の損失を埋め合わせる以上のものがある。それは貧民家庭において成長する怠惰という職業を防ぐことによってである。その職業は日々無限に増大しているが、非常に大きな抑制を受けるであろう。そして3年間か4年間の雇用による中断を通して、そうした生活への復帰を永久に防ぐであろう。何千人もの貧民にとって、その期間が職業と生活の日々となり、それを彼らは生涯持ち続けていくのである。⑤ これらすべてに加えて、商工業が永続的な中断を蒙ることはありそうに無い。そしてこの資金が、そうした衰微

や下降に置かれている間でさえも、各人は仕事を行っているだろうし、訓練されそれができる人には仕事があるので、勤勉教育の完全なる中断を妨げるであろう。⑥ さらに、提案されている雇用の方法は、基本的に羊毛布の仕事に基づいているが、他の仕事の供給も可能である。前記のように、カージー織り、ベーズ、ストッキング編み、麻と亜麻の仕上げと整理、その紡績と織布。提案は毛織物製造業だけだが、もしお上 our Superiours が外国製品の着用の禁止を望むならば、国内での生産消費分と外国からの輸入分とで、毛織物製造業の商いは2倍になるだろう。

5. 貧民は働く意思があるなら、すでに仕事を持っているはずだ。こうしたワークハウスでの職業を設立することは、個人の職業人の下への雇用を減らし、商工業の衰退をもたらすだろうとの意見に対して。

① 商工業が順調な時には、彼らは十分な仕事を持つだろう。しかし停滞があると、極端な低賃金が劣悪な支払いで働かない限り、彼らはしばしば解雇されてしまう。② 個人の手には、仕事が非常に豊富にある時は、この資金での雇用は中休みの状態になろう。特に、もし彼らが個人の下で、より良い賃金を得ることができるならば、なおさらそうである。この資金は、他者の下での仕事の不足を補うものになれば、それで十分なのである。そして資金が、働く意思があっても仕事が手に入らないような者たちに必要な避難所となれば、そして働けるのに働かない者たちに仕事を強いる手段となれば、目的は十分に達成されているのである。

6. 仕事をよく行い、真面目で勤勉な貧民は、国のなかでなんらかの仕事があるならば、仕事を欠かすことは無い。だから雇用されていない者たちは、働く意志の無い者か、仕事の仕方が分からないか、仕事から盗みをするような者たちだ。こうした者たちが、ワークハウスを零落させるだろうとの意見に対して。

① 時として、最も真面目な労働者が仕事を得られない時もある。そしてワークハウスが彼らにとっての備えになる。② しかしワークハウスは他の者については、彼らができない仕事を彼らに教え、できる仕事をするように彼らに強い、仕事を真面目にしない者を罰する、そうした手段になる。③ そしてワークハウスと資金が一度設定されると、それは彼らに仕事をさせるのに十分なものとなるだろう。というのは、真面目に働く者が仕事と程良い賃金を得ることを、誰もが一旦確信すると、浮浪者や物乞いは働く意志の無い者、あるいは真面目に仕事をしない者、そして救済に適さない者として見做されるであろう。法は彼らに対して、厳しく執行されるべきものと思われるだろう。

7. 貧民の雇用を引き受け、忠実で信頼できる人物をどこで見つけられるだろうかとの危惧に対して。

小額の給与と1, 2の部屋で、ワークハウスに宿泊して仕事をし、マスターの役職を引き受けるのに十分適した、たくさんの貧しくて真面目な人たちがいる。そして、彼がそれほどは信頼できない場合でも、資金は監督官の手元であり、彼らがそれを配給し、毎週か毎月、収支報告を受けるのである。監督官は資産のある人物であり、あまり大きなトラブルがなく、毎年あるいは3年に一度、治安判事か教区民によって選ばれる。彼らのトラブルは、どんな教区の貧民監督官や教区委員のトラブルほど、大きくはないであろう。<sup>35)</sup>

想定上の異議に対する解答の形を取りながら、ヘイルは以上のような議論を展開しているが、やはり4において述べられているワークハウスの収益に関する彼の考えが最も興味深い。つまり、3, 4年で資金が枯渇した場合であっても、その間に行った貧民に対する勤勉の教育には、大きな意義があるというわ

---

35) *Ibid.*, pp. 19-25.

けである。多くの貧民がその間に仕事を行い、その稼ぎによって自身と家族を養うという良き経験を得るので、彼らはその習慣を生涯捨てることは無いとの意見である。ワークハウスはこのように、多くの貧民に勤勉の習慣を身に付けさせることができるという信念が、ヘイルの提案の核心部分を形成していたと言える。そして6に見られるように、ワークハウスの存在によって、貧民にとってはもはや仕事が無いとの言い訳ができず、浮浪者や物乞い者は働く意志の無い者として、厳しい法律を適用することが容易になるという利点も強調されている。

さて、前述のように、この後多数設立されていくワークハウスは経営面においては失敗であった。その生産物の利潤によって、施設が存立していくことは無かったのである。やはりどのワークハウスも、その運営費は教区からの救貧税に頼ることとなった。だが、それが20世紀にまでわたって存続していった理由は、主としてその救援抑制効果にあったとされる。前記のプリストル・ワークハウスの試みにおいて、偶然分かってきたこととされているが、ワークハウスは貧民による救済申請を抑える効果を持っていたのである。すなわち、貧民はワークハウスという施設に入るのを嫌がったのであり、それによって貧民救済の申請が抑制され、結果として救貧税を下げる効果があった。後に「ワークハウス・テスト」と呼ばれたが、貧民救済を受けたいと希望する貧民は、ワークハウスへの入所を義務付けられたのであり、それを拒む貧民には救済が拒否されたのであった。この救援抑制効果を期待して、ワークハウスはやがて貧民が入所を望まないような厳しい管理下の施設、あるいは荒廃した野蛮な施設へと変容していったのである。<sup>36)</sup>

36) 乳原孝「18～19世紀におけるロンドンの貧民とワークハウス—セント・アンドルー・アンダーシャフト教区の場合—」『京都学園大学経営学部論集』第21巻第2号、2012年3月。

### Ⅲ 貧民に対する勤勉の教育—結びに代えて—

マシュー・ヘイルにとっては、後に実現するワークハウスの実際の姿を知る由も無かったので、自身の提案を「良きイングランド人のための仕事」として、王国の増大する病弊を治療する手段になり得ることを強調している。

勤勉の方向性での、貧民教育と貧民救済のしかるべき提供の欠如は、刑務所を悪人で満たし、王国を怠惰で無益な者たちで満たし、王国の資金を増やすこと無く消費する。そしてそうしたことが日々増大して行って、やがては王国を荒廃させてしまうだろう。そして薬の調合における最初のこの間違いは、絞首台や鞭打ちだけでは、決して治療可能なものではない。そうではなく貧民の勤勉教育のための、堅実で慎重な、そして不屈の方法があるに違いない。それはこうした退廃に対して、刑罰による効果よりも、より良い治療効果をもたらす<sup>37)</sup>だろう。

貧民問題の中心課題は、「怠惰」にしている労働可能貧民を如何にして仕事に就かせるかであると考え、ヘイルはこの提案を行った。そして彼の解決策は、ワークハウスを設立することによって、労働可能貧民を雇用し、彼らに対する勤勉の教育をそのなかで行うというものであった。

ワークハウスが経済的には成功しなかったとしても、彼の理想とした勤勉の教育は、果たして成功裏に実現されたであろうか。それを明らかにするには、ワークハウスの個別研究の蓄積が必要となるが、少なくとも救援抑制を目的としたワークハウスに収容される貧民は少数であり、労働可能貧民よりもむしろ

---

37) Matthew Hale, *op. cit.*, p. 26.

労働不可能貧民の収容を主とするものであったと考えられる。<sup>38)</sup>

勤勉の教育はワークハウスよりも、学校等の他の制度において成功を取めていくのではなかろうか。

---

38) 乳原孝, 前掲「18～19世紀におけるロンドンの貧民とワークハウス」